

## 奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

さて、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還が開始されていることと存じます。奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。引き落としができないと、本人の意としないまま「延滞」となってしまいます。

そのようなことが起きないように、返還金が口座からきちんと引き落とされているか、今一度、ご確認下さい。

万が一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。（ご相談の際には、奨学生番号が必要です。）

平成29年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されることとなっています。奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。後輩学生のためにも、格別の留意をお願いいたします。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話：0570-666-301  
詳しいことを知りたいときは <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>